

2022年9月22日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社 埼玉りそな銀行
株式会社 関西みらい銀行

電子交換所の設立に伴う代金取立手数料の改定について

りそなグループのりそな銀行(社長 岩永 省一)、埼玉りそな銀行(社長 福岡 聡)、関西みらいフィナンシャルグループ傘下の関西みらい銀行(社長 菅 哲哉)は、2023年1月16日(月)に代金取立手数料を改定します。また、電子交換所の設立・運用開始に伴い、全国の手形交換所が廃止され、手形・小切手の交換業務は電子交換所に統一されるため、2022年11月4日(金)よりお取扱区分を一部変更します。

りそなグループでは、手形・小切手機能の全面的な電子化に向け、様々な電子決済ソリューションを取り扱っており、お客さまの利便性・生産性向上に向けたご提案を引き続き行ってまいります。

【代金取立手数料の改定概要】

(1) 改定日：2023年1月16日(月)

なお、2022年11月4日(金)にお取扱区分を変更します

(2) 改定内容：以下の内容をご参照ください

項目	お取扱区分		改定前	改定後	
			手数料 (1件あたり)	2022年11月4日(金) ～ 2023年1月13日(金) (1件あたり)	2023年1月16日(月) 以降 (1件あたり)
代金取立 手数料	同一手形交 換所内およ び相互に乗 入れしてい る手形交換 所内*	りそな銀行・ 埼玉りそな銀 行・関西みら い銀行本支店 あて	440円	440円	880円
		他行あて	660円	660円	
	上記以外の 異なる手形 交換所間	りそな銀行・ 埼玉りそな銀 行・関西みら い銀行本支店 あて	660円	/	
他行あて	1,100円				

※ 2022年11月4日(金)以降、手形の交換所は電子交換所のみになります

なお、電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手は、1,100円(税込)をいただきます。

以上